

Q1 組織の設置・廃止や学生入学・収容定員の変更についてはどこまで大学に裁量があるのか。

A

1．組織の設置・廃止や学生入学・収容定員の変更については基本的には各国立大学法人の判断において実施可能であるが、以下の点に留意する必要がある。

中期目標及び中期計画との関係を整理する必要があること。特に中期目標又は中期計画の変更を伴うものについては、国立大学法人評価委員会の審議を経た上で、中期目標については文部科学大臣による変更が、中期計画については文部科学大臣による変更認可が必要となること。

運営費交付金の算定に影響するものや新たに施設整備費補助金の措置を求めるもの等については、文部科学省に相談をお願いしたい。

2．なお、大学設置・学校法人審議会との関係は、法人化によって特に変更されるものではない。

Q2 理事の任命、教育研究評議会・経営協議会・学長選考会議の設置についてはどのようなスケジュールになるのか。

A

1．国立大学法人の成立の際には、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を速やかに開催し、学則等の諸規程等が遅滞なく定められるようにする必要がある。

2．法人化した後の具体的な理事の任命、及び最初の教育研究評議会・経営協議会の立ち上げは、以下のような手順となる。

学長が理事を任命する。(第13条第1項)

最初の教育研究評議会を、学長及び学長が指名する理事で開催する。(附則第20条)最初の教育研究評議会において、他の評議員(第21条第2項第3号及び第4号)について定める教育研究評議会規程を作成し、第2回以降の教育研究評議会は、これらの構成員を含めて組織する。

経営協議会は、学長が委員となる理事及び職員を指名(第20条第2項第2号)するとともに、教育研究評議会の意見を聴いて学外委員を任命する。(同項第3号)

学長選考会議については、

- ・ 経営協議会及び教育研究評議会にて委員を選出(第12条第2項)。
- ・ 学長選考会議の最初の会議のみ学長が招集。
- ・ 当該最初の会議において議長を選出する(第12条第4項)とともに、当該議長が学長任期規程及び学長選考会議規程を諮り議決(第12条第6項及

び第15条第1項)。学長選考会議規程で、学長や理事が加わることとされている場合はこれらの者が加わる(第12条第3項)。

3. 法人化後のこうした流れを踏まえ、各大学においては、役員会及び教育研究評議会の具体的なメンバーの事前選考及び内諾の取付け等について、法人化前から検討を行い、法人化後、速やかな対応が可能となるよう準備を進めることが重要である。

Q3 「経営協議会」、「教育研究評議会」の運営に関する考え方について伺いたい。事務職員の登用や両会議の構成員が重複することは可能か。また、最終報告には合同の委員会が想定されているがどうなったのか。

A

1. 事務職員の委員等への登用については、経営協議会であれば「学長の指名」により、教育研究評議会であれば「教育研究協議会が定めるところにより学長が指名」することにより可能である。
2. 経営協議会及び教育研究評議会の委員等は、それぞれ経営及び教学の観点から審議を行うという異なる役割を負っていることを十分に踏まえた上で、各国立大学法人においてそれぞれ適切な委員を指名することが望まれる。
なお、経営協議会の委員で「学長が指名する理事及び職員」と、教育研究評議会の評議員のうち「学長が指名する理事」、「学部等の組織の長のうち教育研究評議会が定める者」及び「教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」とが重複する可能性はありうる。
3. 最終報告(「新しい「国立大学法人」像について」平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議最終報告)では、運営上の工夫として、経営と教学の双方にまたがる案件について、両審議機関の代表による合同の委員会等を開催するなどの提言がなされていたところである。
経営と教学の双方にまたがる案件については、事項に応じ役員会の議を経て学長が意思決定を行うこととなるが、各国立大学法人において、学内における円滑な合意形成のために、最終報告で提言のあった合同委員会等を必要に応じて開催するなど様々な工夫が考えられるところである。

Q4 大学の教職員が常勤の役員になった場合、任期満了後に再び大学の教職員に戻ることは可能か。その場合の在職期間の通算の取り扱いはどうなるのか。また、法人の長が教学組織の長を兼務することは可能か。

A

1. 教職員が常勤の役員となり、その後、教職員へ再度異動する場合、各大学の判断で退職手当に係る在職期間を通算することは可能である。

2. また、学長はもちろんのこと、理事についても、全学的な立場（＝法人全体の立場）から法人の役員としての職責に当たっていただくことが大前提である。もとより、各国立大学法人の事情により、理事が、「学長を助ける」という副学長の職務、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」という教授の職務等を併せて行うことは可能である。

3. なお、理事の任命は学長の固有の権限であり、例えば、学内で教授会で選出されることとしている学部長が職務上直ちに理事となるといった、事実上学長の任命権が制約されるような運用は不適當である。

Q5 設置形態が変更になることに伴い、事務次官通達や局長通知等の行政命令は、失効するものと適用になるものが併存するのか。併存する場合はそれがいつ頃示されるのか。

A

事務次官通達や局長通達等の行政命令は失効するものと適用になるものが併存することになる。具体的な各通知等取扱いについては、精査の上、可能な限り速やかに行っていきたいと考えている。

Q6 学部、研究科の新設については、従前どおり設置審に意見伺いをすることになるのか。

A

大学設置・学校法人審議会との関係は、法人化によって特に変更されるものではないが、今般の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって、届出で設置が可能となったものもあり、学部、研究科の新設であっても学位の種類及び分野の変更を伴わないものは意見伺いを行う必要はない。

中期目標・中期計画

Q7 中期計画期間中の予算、収支計画、資金計画等の作成に当たり、教育経費、研究経費等のように他の国立大学法人との比較可能性の確保から共通的な科目区分等が示されるのか。統一様式や指針が示されるとすればいつ頃になるのか。

A

国立大学法人の中期計画期間中の予算、収支計画、資金計画等については、その記載方法や等式等について、速やかにお示しする予定である。

Q8 都市計画道路等の整備に伴う土地の処分は、「重要財産の処分計画」に盛り込む必要があるか。

A

1. 国立大学法人等において重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは国立大学法人法第31条における中期計画にその計画を定め認可を受けることとしており、また国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第48条において中期計画策定後生じた重要財産の処分についても個々に認可を受けることとしている。
2. これは、国立大学法人等は、その業務の確実な実施のために必要な資本金その他の財産的基礎を有さなければならないとされており、このことから、国立大学法人等に対し政府から出資を行っているものであるため、国立大学法人等が土地等の重要財産の処分等を行おうとする場合には、文部科学大臣が、法人の業務運営に支障を生じないかどうかを確認することが必要なためである。
3. したがって、都市計画道路等の整備に伴う土地の処分計画がある場合は、「重要財産の処分計画」に盛り込むことが必要と考えられる。

Q9 16年度の年度計画の作成スケジュール、作成指針、様式については、いつ頃明らかになるのか。

A

国立大学法人の年度計画については、国立大学法人評価委員会における中期目標・中期計画の原案の審議状況も踏まえつつ、その記載方法や様式等について、近々お示しする予定である。

評価

Q10 国立大学法人評価委員会の評価の概要（評価項目・手法、報告書様式など）はいつ頃明らかになるのか。また、教育・研究（社会貢献等を含む）に関する評価は、現在、大学評価・学位授与機構で行われている評価（分野別・テーマ別）が全てであると理解して良いか。

A

<前段について>

1. 国立大学法人に対する評価の具体的な基準や評価方法、評価の手続については、本年10月に設置された国立大学法人評価委員会において、今後十分に検討いただいた上で決定されることとなるが、大枠としては、
(1)国立大学法人の評価は、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会において、

国立大学法人の中期目標期間における業務実績について実施。

ただし、教育研究に関する事項については、専門的評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重。

(2) 評価の具体的な流れとしては、

各国立大学法人は、中期目標の達成度について、自己点検・評価を行い、その結果を国立大学法人評価委員会に報告。

国立大学法人評価委員会は、その自己点検・評価結果のうち、教育研究に関する事項に係る部分の評価を大学評価・学位授与機構へ要請。

大学評価・学位授与機構は、教育研究に関する事項について専門的な観点から評価を行い、その結果を国立大学法人評価委員会に提供。

国立大学法人評価委員会は、機構の評価結果を尊重しつつ、国立大学法人の業務全体について総合的に評価。

のような仕組みを考えている。

2. また、具体的な評価の在り方についても、今後、国立大学法人評価委員会において検討いただいた上で決定されることとなるが、大枠としては、中期目標・中期計画に記載されている項目ごとにその実施状況を検証し、達成状況を評価することが中心となるものと考えている。

なお、評価に際し提出する書類については、各大学の負担を軽減できるような工夫が必要と考えている。

<後段について>

教育・研究に関する具体的な評価方法は、これまで大学評価・学位授与機構において実施されてきた評価の実績も参考にしながら、現在、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構において検討しているところである。

Q11 中期目標・中期計画期間終了後の評価の方法はいつ頃明らかになるのか。

A

国立大学法人に対する中期目標・中期計画期間終了後の具体の評価方法については、本年10月に設置された国立大学法人評価委員会において検討が行われることとなるが、同委員会では、各国立大学法人の中期目標・中期計画の内容、各年度の業務実績における評価の在り方について、それぞれ審議を行った後に検討することとなる見込みである。

人事

(人事関係のうち就業規則作成等に関しては、本年12月3日に国立大学協会第4常置委員会から「国立大学法人化に伴う就業規則作成に関する課題への対応について」という

資料が出されているので、当該資料を御参照頂きたい。また、就業規則の具体的内容に関する主要な課題についても、同委員会より引き続き情報提供がなされる予定である。）

Q12 職員の身分は国立大学法人に引き継がれることとなるが、この際、職員の勤務条件等に関する権利義務も承継されるのか。国立大学法人に身分が承継された職員と法人化後に採用となる職員とでは何か違いがあるのか。

A

- 1．国立大学法人法附則第9条においては、各国立大学法人等が行う業務に関して現に国が有する権利及び義務のうち必要なものは、各国立大学法人等成立の際、特段の移転行為を要せずに、各国立大学法人に移行することを定めている。
- 2．しかし、職員の国家公務員としての労働条件などは、国が契約関係に基づく権利及び義務として有していたものではないので、この規定により承継されるものではなく、法人化後に採用となる職員と同様、各大学が定める就業規則等によることとなる。
- 3．なお、承継された職員については、円滑な移行の観点から、国家公務員としての在職期間を、国立大学法人退職時の退職手当の算定の際の在職期間に通算する等の措置を、国立大学法人法附則に定めているところである。

Q13 「別に辞令を発せられる場合」とはどのような場合か。具体的な例を示してほしい。

A

- 1．別に発せられる辞令としては、（国立大学法人に承継させず）本省その他の国の機関へ異動させるという辞令が想定される。
- 2．なお、法人成立の日に、各国立大学の学長が職員に対して辞令を発することは、ここでいう「別に辞令を発せられる場合」には該当しない。

Q14 法人移行時に現に休職している者や育児休業を取得している者、在外教育施設に派遣されている教員などの身分承継についてはどのように取り扱われるのか。

A

法人移行時に現に休職・休業している者や、国際機関等に派遣されている者であっても、法人成立の際に現に国立大学職員として在職していれば、国立大学法人法附則第4条の規定により、成立した当該国立大学法人等に身分が承継されることとなる。

Q15 法人移行時に現に休職している者や育児休業を取得している者、在外教育施設に派遣されている教員などについて、法人化後も引き続き休職・育児休業、派遣させるためには何らかの手続が必要なのか。

A

1. 休職や育児休業中の者については、別に辞令が発せられない限り国立大学法人に身分が承継される。法人化後の休職、育児休業等の取り扱いについては、各国立大学法人が検討し、就業規則等で定めることとなる。また、現に休職している者に対しては、就業規則等に照らし、引き続き休職等となるかどうかを判断した上で、法人化後どのような条件で休職や育児休業が認められるのかをよく説明するとともに、改めて発令するなどの方法により個々の職員に対して明示することが必要と考えられる。
2. また、法人化後の国立大学法人の職員には、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」は適用されないこととなるが、法人移行時に現に国際機関等に派遣されている職員については、国際貢献及び法人化への円滑な移行の趣旨から、各大学において規定を整備し、引き続き国際機関等での業務に従事できるようにしておく必要があると考える。

Q16 現在、A大学からB大学へ人事交流で出向している職員で、16.4.1付けで出向元であるA大学に戻る予定の職員について、承継規定との関係はどのようなのか。

A

国立大学法人法附則第4条において、法人成立の際現にB国立大学の職員である者は、別に辞令が発せられない限り、B国立大学法人に承継されることとされている。したがって、上記の事例においては、観念上16年4月1日にB大学法人に承継し、その後同日付けでA国立大学法人へ異動することとなる。なお、16年3月31日以前のB大学からA大学への異動については、現行どおりの異動手続きをとることとなる。

Q17 法人成立の日(16.4.1)、大学職員が当該大学法人の理事に選任された場合、承継規定との関係はどのようなになるのか。

A

1. 法人成立の日に、大学内の職員から当該大学法人の理事に選任される者は、観念上は国家公務員たる大学職員から、国立大学法人法附則第4条の規定により大学法人職員へ承継された後、学長から理事に選任されることとなる。
2. なお、当該大学職員が16年3月31日で定年若しくは任期満了等により退職した場合には、その者は3月31日をもって国家公務員の身分を失うこととなる。

したがって、このような者が法人成立の日（４月１日）に役員に任命されたとしても、「国立大学法人等の成立の際現に国立大学等の職員である者は成立した国立大学法人等の職員となる」ものとする附則第４条の規定が適用される余地はない。

Q18 就業規則や労使協定などは、事前に文部科学省に相談したり、提出する必要があるのか。

A

就業規則や労使協定は、労使自治の原則に基づき、各大学において定めるべきものであり、事前に文部科学省に相談・提出する必要はない。

Q19 現在行われている「転任制度」、「短期転任制度」、「研修併任制度」等の本省勤務は、法人化後どうなるのか。また、本省勤務が可能な場合、その者は国家公務員試験の結果に基づいて任用されている者に限られるのか。

A

法人化後は、各大学と文部科学省との合意に基づき、人事交流や研修の一環として大学法人の職員を文部科学省が受け入れることなどにより本省勤務制度の実施が可能となるよう検討している。

なお、人事交流等により文部科学省が職員を受け入れる場合、当該職員が国家公務員試験の結果に基づき任用されていた者に限定されるものではないと考えており、その際の任用方法や処遇については今後、人事院と協議していく予定である。

Q20 法人化後に教員に任期を付す場合、任期の期間については上限があるのか。

A

大学の教員等の任期に関する法律（以下、「任期法」という。）における「任期」とは、「雇用を保証する期間」に他ならず、この点において民法第６２６条第１項は、５年を超える有期労働契約について使用者側にも解約権を認めているため、５年を超えて雇用を保障することはできない。

このため、任期法に基づいて任期を付す場合、「５年」が上限となる。

【参考】民法（明治二十九年法律八十九号）（抄）

第六百二十六条 雇傭ノ期間カ五年ヲ経過シ又ハ当事者ノ一方若シクハ第三者ノ終身間継続スヘキトキハ当事者ノ一方ハ五年ヲ経過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付イテハ之ヲ十年トス

前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ為サント欲スルトキハ三个月前ニ予告ヲ為スコトヲ要ス

民法第６２６条の規定は強行規定であり、当事者間の特約をもってしても排除できないものと解されている。

Q21 法人化の時点（平成16年4月1日）で5年を超える残存任期がある場合は、どのように対応すべきか。

A

法人化後に任期法に基づいて任期を付す場合、制度上「5年」が上限であり、例えば、現在10年の任期を付していたとしても、法人化後はその任期は5年が上限となる。

しかしながら5年を超える残存期間がある場合には、国家公務員として10年の任期を付した経緯も十分に考慮し、5年経過後に再度雇用契約を締結し、残存期間分についての雇用を継続するなど、各大学において、円滑な労使関係を損なわないようにする観点から必要な配慮を行うことが求められる。

（例．法人化の時点で残存任期が「8年」ある場合、法人化の時点で「任期5年」とする労働契約を締結した上で、5年経過後に再度、「再任後の任期3年」とする労働契約を締結する。）

Q22 外国人教員任用特別措置法により任用されている外国人教員が国立大学法人に引き継がれる際、残存任期はどのように取り扱うことになるのか。

A

1．国立大学法人法附則第4条の規定により、法人成立の際現に国立大学の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、特別の発令行為なく、成立した国立大学法人の職員となることとされているが、このことは外国人教員（平成16年4月1日を超える任期を付して任用されている者を含む）についても同様である。

2．この際、職員の国家公務員としての勤務条件は、国が契約関係に基づく権利及び義務として有していたものではないので承継されるものではないと整理されているところであるが、任期についても、労働条件の一つであることから、法人成立の際引き継がれないものであり、法人化後任期を付す場合は、労働契約により、改めて任期を付す必要があるものである。

Q23 役員報酬等の支給基準は各大学で自由に定めることができるのか。何らかの制約はあるか。文部科学省から指針が示されるのか。

A

1．役員に対する報酬の支給基準は、各大学法人において定めることとなるが、この場合には、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮しなければならない。（国立大学法人法で準用する独立行政法人通則法第52条）

- 2．これは、国立大学法人の自主性の尊重の下、その役員の報酬等の水準の適正さを確保するとともに、国立大学法人の業務運営の透明性の確保を図ることを目的としているものである。
- 3．このため、役員の報酬等の支給基準については、特殊法人のように主務大臣の承認に係らしめることなく、国立大学法人の自己決定に委ねながら、文部科学大臣への届出と自らこれを公表することとしているものである。
- 4．なお、国立大学法人評価委員会は、その報酬の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができることとされている。(準用独立行政法人通則法第53条)

Q24 大学の教員等の任期に関する法律に基づく任期付教員に対し、一般教員より高額な給与とすることは可能か。

A

- 1．法人化後の国立大学法人の職員の給与支給基準は、各法人が自主性・自律性に基づき、自ら決定することとなることから、任期付教員の給与を一般の教員よりも高額とすることについては、各大学の判断で可能である。
- 2．なお、任期付教員の給与については、大学審議会の答申においても、優れた人材を確保する上で、給与面においても何らかのインセンティブを工夫することが望ましいとされているところであり、各国立大学法人においては、これらの趣旨を十分に踏まえ、適切な給与となるように検討する必要がある。

(参考)

平成8年10月の大学審議会答申「大学教員の任期制について - 大学における教育研究の活性化のために - 」において、「任期制が制度として導入された場合、優れた人材を確保する上で、教育研究環境の充実だけでなく、給与面においても何らかのインセンティブを工夫することが望ましい。その際、別途任期制の導入が予定されている国立試験研究機関等における任期付き研究公務員に対する給与上の措置とのバランスにも配慮して検討する必要がある。」と報告されている。

大学の教員等の任期に関する法律に関しては、任期付教員の処遇について、一般職の公務員制度との均衡等に配慮し改善を検討する旨、衆・参両議院において附帯決議がなされているところである。(平成9年6月)

Q25 法人化後の指定職相当職の数は、各大学の裁量で決定しうるものと解してよいか。

A

- 1 .法人化に伴い、現行の指定職俸給表の適用や定数などの適用はなくなる事となる。
- 2 .国立大学法人の職員の給与については、各国立大学法人が、各法人の理念・目標とする教育研究の質の向上や、業務運営の改善・効率化などを図るためにはどのような人員組織・システム・処遇が適当であるかという経営マインドにたって、給与等に充てることのできる財源を考慮しつつ、自主的・自律的に決定することとなる。
- 3 .なお、調査検討会議最終報告においては「各大学の事業に対する評価に際しても、給与等の人件費総額が適切に管理されているかどうか、慎重かつ厳正な評価を行うことが必要である。」としていることを十分に留意する必要がある。

Q26 児童手当の支給事務については、国から地方公共団体に移管されることとなるが、移管に伴う作業については、各大学が個別に各地方公共団体と調整することになるのか。

A

- 1 .移管に伴う児童手当の事務手続については、通則法による独立行政法人に関し「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童手当法の一部改正等に伴う事務処理について（平成13年2月13日雇児環第15号育成環境課長通知）が発せられており、国立大学法人における事務手続についても同様な取扱いとなる予定である。
- 2 .なお、その際に市町村に対しても都道府県を通じて通知が行われており、これについても同様な取扱いとなる予定である。

Q27 法人化後の勤務時間をさく兼職・兼業の取扱いはどうなるのか。

A

- 1 .調査検討会議最終報告においては、「大学教員の有する優れた知識や経験等を社会に還元し、産学官連携の推進や地域社会への貢献等に資する観点から、職員の社会的貢献のための学外活動を広く認めることとし、「非公務員型」により兼職・兼業に関する規制を緩和すること。」としている。
この一つの方策として、平日の勤務時間帯に産学官連携活動や地域社会への貢献等に関連する兼職・兼業を行うことがその円滑な推進に資する場合には、勤務時間をさく兼職・兼業を承認することが考えられる。
その際には、兼職・兼業従事予定者の主たる職務遂行に支障がなく、かつ、割り振られた勤務時間をさくことが止むをえないと認められることが必要であると考えられる。
- 2 .なお、「職務として従事する業務範囲の拡大（勤務時間内の従事）」とは異なるもの

であるため、「勤務時間をさく兼職・兼業」は「ノーワーク・ノーペイの原則」に基づき当該勤務時間をさいた時間数に応じて給与（期末・勤勉手当を含む）を減額することが考えられる。

（参考）現行制度における国立大学教員等の勤務時間をさく兼業について

従来勤務時間をさく兼業については認められていなかったが、平成15年4月から、勤務時間外における兼業に加え、一定条件の下で国立大学教員等の勤務時間をさく兼業（さいた勤務時間については給与を減額）についても認められることとなった。

これは、新技術、新産業創出のための産学官連携への社会的な期待・要請が高まるにつれて、勤務時間をさく兼業活動にも社会の期待が高まってきた事情に鑑み、国立大学等における研究成果の社会還元を一層促進するとともに円滑化するため、認めることとしたものである。

国家公務員法第103条関係

〔兼業の範囲〕

- ・ T L O 役員兼業（平成15年4月から）
- ・ 研究成果活用企業役員兼業（平成15年4月から）
- ・ 株式会社等の監査役兼業（平成15年10月から）

〔基準〕

役員兼業の承認を受けているものうち、次の基準を満たす場合。

- ・ 勤務時間を割いて兼業を行なわなければ当該企業の事業の実施又は監査役兼業の職務の遂行に支障が生じること
- ・ 勤務時間を割いて兼業を行っても公務の運営に支障が生じないこと

国家公務員法第104条関係

〔兼業の範囲〕

- ・ 機関が管理する国有特許の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導
- ・ 営利企業での研究開発・技術指導
- ・ 特定 T L O 及び認定 T L O において行う技術指導
- ・ T L O 事業者が行う技術関連の研究成果発掘、評価、選別

〔基準〕

- ・ 兼業内容が学術研究の成果を社会還元するもの、教育・研究活動の活性化に資するもの
- ・ 兼業先の職務に従事するために必要な知見を有していること
- ・ 兼業先の職務内容を他の者が行うことが困難であること
- ・ 兼業先の職務を正規の勤務時間外に行うことが困難であること
- ・ 学生・大学院生に対する教育・研究指導を行う日時・場所に変更を及ぼさないこと
- ・ 教授会、評議会その他機関内の各種委員会等の業務に支障が生じるおそれのないこと

Q28 法人化後の兼職・兼業の取扱いにおいて、職務として従事する業務範囲の拡大（勤務時間の従事）はどうか。また、この場合に支払われる費用を国立大学法人の収入としてよいか。

A

1. 職務として従事することができる範囲については、国家公務員法上は厳格に解されているところであるが、法人化後の国立大学においては、国立大学法人法の定める国立大学法人の業務の範囲内であれば、各国立大学法人が決定し得ることとなる。
2. このため、現在職務外の兼職・兼業として取り扱っている産学官連携活動や地域社会への貢献を、各国立大学法人の判断により職員の職務として位置付けることにより、これらの活動を組織的・一体的に円滑に推進（例：平日の勤務時間帯における参画、複数の教職員による連携参画）し、かつ、教職員に過重な負担がかからないようにする（週40時間勤務の枠内での参画）ことが可能となる。
3. なお、このような場合には、これらの活動には国立大学法人職員の職務として従事することとなるため、当然ながら、当該業務に従事した教職員が国立大学法人から支給される給与以外に報酬を受領することは適切ではない（旅費等の実費弁償の受領は可）が、国立大学法人と従事先組織との契約により、従事先組織が適正な費用を負担する場合においては当該費用を国立大学法人が受領することはあり得ると考えられる。

Q29 労働基準法の年次有給休暇は、1日（半日）単位で付与するものとされており、時間単位の付与は認められていないが、年次有給休暇取得促進の観点から、法人化後においても時間単位の年次有給休暇の付与が認められるよう関係省庁に要望できないか。

A

1. 労働基準法上の法定年次有給休暇は、労働者の休養や活力の要請を本旨とするものであるから、付与の最低単位は1労働日とされている。
なお、法定年次有給休暇であっても、半日単位の付与については「労働者がある取得を希望して時季を指定し、これに使用者が同意した場合であり、かつ、本来の取得方法による年次有給休暇の阻害とならない範囲内で運用される」場合については、年次有給休暇の取得促進に資するものと考えられることから認められている。
2. また、法定年次有給休暇の日数を超えて各大学において付与する年次休暇については、付与の単位について特段の制約はないため、時間単位で付与しても差支えないとされている。
よって、現行と同様の年次休暇日数を付与することとした場合、当該日数と労働基準法の規定により算出される平成16年4月1日からの法定年次有給休暇日数との差については時間単位で付与することは可能である。

Q30 法人成立時に役員に就任することとなる者の退職手当の取扱いはどうなるのか。

A

1．学長及び監事については、法人移行前に既に「なるべき者」として指名され、法人成立と同時に学長又は監事となるものであり、「国立大学法人成立の際に現に当該国立大学の職員である者」に該当しないため、国家公務員の身分が国立大学法人職員に承継されるとする国立大学法人法附則4条の適用がない。

したがって、これらの者については、同法附則第6条の適用もなく、法人成立に伴い国家公務員退職手当法に基づく退職手当の支給を受けることとなる。

2．ただし、法人化前の国立大学に在職していた者が理事に就任する場合は、法人成立時に同法附則第4条により国立大学法人職員として身分が承継された後、学長により理事に任命されることとなる。したがって、各国立大学法人において、職員と役員の通算規定を設けることにより、全期間を通算することができる。

3．なお、平成16年3月31日に定年若しくは任期満了等により退職する者については、法人成立前に国家公務員としての身分を失うこととなるため、法人成立の日（4月1日）に役員に任命されたとしても、「国立大学法人等の成立の際現に国立大学等の職員である者は成立した国立大学法人等の職員となる」ものとする附則第4条の規定が適用される余地はない。

したがって、このような者に対しては、3月31日の退職時に、国家公務員退職手当法に基づく退職手当の支給を行うこととなる。

4．また、法人移行時に、国家公務員退職手当法第7条の3に定める役員出向制度により国立大学法人の役員に就任した場合には、その退職の際には退職手当は支給せず、国立大学法人役員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することとなる。

Q31 法人移行時に特殊法人等へ出向している者が法人化後に復帰した場合、退職手当等について承継職員と同様の取り扱いとなるのか。不利益となる場合、法人化前に復帰させる必要があるか。

A

1．国立大学法人等については、退職手当法第7条の2の「公庫等」と位置づけることとなるため、国との間の人事交流の場合に退職手当にかかる在職期間を通算することが可能となる。

2．本例の場合、異動の形態としては、国（公庫等）（公庫等）の異動に該当するので、まず在職期間を通算するために、当該特殊法人等と国立大学法人等の間におけ

る退職手当通算規程を国立大学法人等及び特殊法人等がそれぞれで整備した上で、当該異動を人事交流による異動として整理する必要がある。

Q32 16年3月31日に任期終了となる教員を引き続き4月1日から国立大学法人に採用した場合、退職手当は、国立大学での在職期間を通算できるか。

A

国の機関である国立大学を任期満了退職し、引き続き国立大学法人に採用になったとしても、国立大学法人法で定める承継職員ではないので、退職手当は支給することになる。

Q33 承継職員については、国における在職期間を国立大学法人退職時の在職期間に通算する等の経過措置を就業規則上規定する必要があるか。

A

国立大学法人法附則第6条第2項において、承継職員の国家公務員としての在職期間については、国立大学法人退職時に、国立大学法人職員としての在職期間に通算すべきものとされており、各大学において、就業規則に通算規定を置くこととなる。

Q34 退職手当の支給に際し、国家公務員としての在職期間を国立大学法人職員としての期間にみなす取扱いに関し、「取り扱うべきもの」としているのはなぜか。

A

1. 附則第4条の規定により国立大学法人に承継される職員については、承継の時点で国家公務員ではなくなるため、本来であれば承継時に退職手当法に基づく退職手当が支払われることとなる。

しかし、承継時に退職手当が支払われる場合、職員に不利益が生ずることが考えられることから、承継時には国から退職手当を支払わないこととするとともに、承継職員が国立大学法人において退職し、退職手当の支給を受けるときに、国家公務員としての在職期間が通算されるように措置しているものである。

2. しかし、国立大学法人における職員の労働条件について法律上直接に規定することは、労使自治の尊重の趣旨にそぐわないことから「取り扱うべきもの」と規定したものであるが、各大学においては、その趣旨を踏まえて対応する必要がある。

Q35 役員としての在職期間を教職員としての在職期間に通算することは可能か。

A

1. 国立大学法人において、役員と教職員との在職期間の通算が必要であると考えられるならば、規定を設けることは可能である。
2. しかし、役員の支給率は教職員の支給率よりも高いと考えられ、教職員の在職期間を役員の在職期間に通算できるという規定では、非常に高額な退職手当が算定されることがあるので、国家公務員退職手当法が法人の役員の期間を通算する場合において、国の職員に復帰することを前提としていることや、やむを得ず法人の役員で退職する場合も法人において国家公務員の水準の算定額としていることなどを参考にしたい。
3. なお、国家公務員退職手当法においては、国の職員と法人職員との交流及び法人役員との交流を明確に区分していることから、役職員の在職期間を通算している者が国に交流で異動するときには、国の側ではその者の全ての在職期間を通算することができないので注意する必要がある。

Q36 附則第6条第4項は、失業等給付の受給資格を得るにいたった承継職員が退職した場合には、支払うべき退職手当の額から失業等給付として受け取るべき額を当然控除すべきであると解してよいか。

A

1. 本規定は、雇用保険や失業者の退職手当の趣旨を踏まえ、職員が国立大学法人に承継された後、失業等給付の受給資格を得るまでの間に退職した場合についても、国家公務員退職手当法第10条に基づく失業者の退職手当に準じた退職手当が支給されるように措置したものである。
2. このことは、失業等給付の受給資格を得るにいたった承継職員が退職した場合に、失業等給付として受け取るべき額を、国立大学法人として支払うべき退職手当の額から「当然控除すべき」ことを意味するものではない。
また、退職した者が全て失業等給付を受給するとは限らないことや、勤続報償的な退職手当と、再就職支援を主な目的とする失業等給付ではその性格が異なることから控除するという考え方は成り立たないものとする。

Q37 国、地方公共団体、他の独立行政法人との間の、復帰を前提としない異動の場合の在職期間の通算についての検討状況如何。

A

国立大学法人は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等である。
そのため、国、地方公共団体及び特定独立行政法人との人事交流の場合には、公庫等との復帰を前提としない異動までも通算することはできないが、非特定独立行政法人（他の国立大学法人を含む）や特殊法人等との間の人事交流については、それぞれの退職手当規程において措置することにより、復帰を前提としない異動においても通

算することが可能であると考え。

ただし、引当金を退職金の財源としている機関との復帰を前提としない通算については財源措置の問題が生じる。

Q38 地方公共団体との人事交流を行うに当たっての留意点は何か。また、退職手当の在職期間の通算が可能となるよう、地方公共団体に対する条例改正等を要請することは考えているか。

A

1. 地方公共団体と国立大学法人の人事交流については、法人化後も円滑に行われるよう、その処遇等について地方公共団体と協議等の場を設け共通理解を深める必要があるとともに、地方公共団体において所要の準備を行うには一定の期間が必要となる場合もあることから、各大学においては、早急に関係する各地方公共団体と十分な事前調整を行われたい。なお、現に地方公共団体から国立大学に（あるいは国立大学から地方公共団体に）出向中で平成16年4月1日以降引き続いて出向する者がいる場合には、特に早めの対応が必要であることに留意されたい。
2. 退職手当については、国立大学法人等を退職手当法上の公庫等として位置付けるための退職手当法施行令の改正（平成16年4月1日施行）を行ったところであり、このことにより、多くの都道府県においては、条例の改正を要せずして、国立大学法人との間の人事交流の場合の在職期間の通算が可能となるものと認識している。
3. また、法人成立時現に地方公共団体から国立大学に（あるいは国立大学から地方公共団体に）出向中の者についても在職期間の通算が可能となるよう、総務省から各都道府県等に対して条例のモデルが提示されたところである（平成15年12月12日総行給第252号）。
4. なお、市町村については、国立大学法人が公庫等として位置付けられることにより在職期間の通算が可能になるとは必ずしもいえない場合もあるため、人事交流を行っている場合には、当該市町村に対して、各国立大学から退職手当に係る在職期間の通算措置をとってもらおうよう働きかける必要があるものとする。

Q39 附属学校の教諭等について、地方公共団体との人事交流を円滑に行うために、大学院修学休業制度を活用した場合の退職手当に係る在職期間、期末・勤勉手当、年次休暇付与日数が通算されるよう措置しないのか。

A

1. 国立大学の附属学校教員が教育公務員特例法の適用対象ではなくなることから、同法に定める大学院修学休業制度も適用されないこととなるが、本制度の趣旨を踏まえ、各大学において同様の制度を継続させる場合、地方公共団体から附属学校へ出向中の教員がこの制度を活用する場合の退職手当に係る在職期間の取り扱いについては、各

国立大学から必要な措置の有無について、地方公共団体に確認する必要があるものとする。

2. また、退職手当に係る在職期間の通算のほか、期末・勤勉手当や年次有給休暇日数の通算等についても、円滑な人事交流を引き続き行う観点から、これまでの実績を踏まえて措置されるよう必要な準備について、双方が協力しつつ積極的に対応していただきたい。

Q40 法人化に伴い、例えば、1日4時間程度の短時間勤務職員や、ワークシェアリングにより週3日勤務する職員、サバティカル休暇（数ヶ月の長期休暇）を与えられた職員など、多様な勤務形態が可能になると考えるが、これらの職員に国家公務員共済組合法が適用されるのか。

A

1. 法人化後の国家公務員共済組合法の適用については、従来と同様に常時勤務を要する者について適用される。
2. 具体的に例示すると、1日4時間程度の短時間勤務職員や、ワークシェアリングにより週3日勤務する職員などは、通常の常勤職員に定められた勤務時間（週40時間と仮定）相当の勤務を定めていないことから、常時勤務することを要する者に該当しないので国家公務員共済組合法は適用されない。
なお、平成16年度の年金制度改正にあたって、現在、厚生労働省において短時間労働者（週20時間勤務等）に対する厚生年金の適用拡大が検討されていることから、その検討結果を踏まえ、国家公務員共済組合法における適用について、財務省と協議してまいりたい。
3. サバティカル休暇により長期休暇（休職扱いを除く）を与えられた職員は、休暇期間を含めて常時勤務することを要する者に該当する者であれば国家公務員共済組合の組合員となる。

Q41 国立大学法人等においてTLOへの派遣や外部機関との共同研究などの事業のために職員に大学外で当該業務に従事させたいが、その場合の国家公務員共済組合法の適用はどのようになるのか。

A

1. 法人化後の国家公務員共済組合法の適用については、従来と同様に常時勤務を要する者（いわゆる「常勤職員」）について適用される。
2. TLOや外部機関で従事する業務が国立大学法人法に基づく法人の業務として行っているものであれば、業務の従事場所に関わらず派遣先等の業務が国立大学法人の業務となることから、派遣先等の業務時間を含めて常勤職員の勤務時間を満たしている

場合は、国家公務員共済組合法上の組合員となる。

- 3．なお、業務内容が国立大学法人の業務に該当するかどうか、給与や事業主負担金等の経費負担などについては、法人間で事前に協定等により明確にしておく必要がある。

Q42 通則法による独立行政法人においては、国家公務員共済組合法の適用に関し、就業規則で規定している例があるが、同様に規定する必要があるか。

A

労働基準法上の就業規則の必要記載事項ではないため、全ての法人が必ず規定するものではないが、各国立大学法人の判断により、就業規則等に規定することは可能である。

なお、就業規則で規定されていない場合であっても、国家公務員共済組合法の規定に基づき、同法が適用されることとなる。

Q43 休暇、育児休業、介護休業等の制度について、各大学で独自に定めた場合、共済組合から支給される傷病手当金、育児休業手当金などの休業補償に関してはどのような取扱いとなるか。

A

- 1．休業補償については、休暇、育児休業、介護休業等の制度を国に準じて定めた場合、又は各大学で独自に定めた場合にかかわらず、法定給付は国家公務員共済組合法等に規定する範囲内において支給されることとなる。
- 2．傷病手当金については、従前どおり文部科学省共済組合から支給されることとなるが、育児休業手当金及び介護休業手当金については、雇用保険法に基づく同様の給付が国から支給されることとなる。
- 3．また、附加給付である傷病手当金附加金は、国家公務員制度を踏まえて設けられていることから、各大学法人の休暇・休業制度が各大学ごとに異なることに起因して共済組合の給付に著しい不均衡が生じる場合は、組合員間の給付の不均衡の是正のための附加給付の内容の見直しを行うことが必要となる。

Q44 教職員の団体生命保険事業などの取り扱いはどうなるのか。

A

- 1．文部科学省共済組合で扱う保険事業においては、共済組合員に対してスケールメリットを生かした団体割引などを適用した、金融庁の認可に基づく保険を提供しているものである。

2. 国立大学等の法人化後においても、文部科学省共済組合員である教職員に対しては、現在と同様の保険事業を提供することが可能であると考えている。

Q45 労働安全衛生法に基づく体制の整備等については、どのように行っていくべきか。

A

労働安全衛生法に基づく体制の整備等については、より安全で快適な教育研究環境を整えるため国立大学等が自らの責務として主体的に取り組むべきものであり、法人への移行が予定されている平成16年4月に向けて、安衛法適用時に必要となる資格の取得、新たに必要となる届出の準備及び過去の届出状況の確認等、計画的に進めていく必要がある。

文部科学省としては、各国立大学がこれら資格取得等を円滑に行い、年度内に労働安全衛生法に基づく体制整備が図られるよう必要な支援を行ってまいりたい。

Q46 国立大学の設備について、労働基準監督署に対して再提出を必要とする場合、多大な労力や費用が必要となるものと考えられるが、既に人事院に提出しているものについては、再提出を免除されるよう、厚生労働省と調整することはできないか。

A

ボイラー・エレベーター等の設置の際の検査等について、人事院規則による設置検査及び性能検査をもって省略することやこれらの設備の設置届けに必要な明細書について人事院規則上のものをもって代える等、国立試験研究機関の独立行政法人化等の際になされた同様の措置を適用することについて、厚生労働省から確認がとれたことから、平成15年9月9日付け事務連絡により各機関へ通知したところ。

Q47 国及び地方公共団体の職員が、復帰を前提として国立大学法人職員となった場合、雇用保険料は掛け捨てになってしまうが、雇用保険法を適用除外とすることはできないか。

A

雇用保険は、原則として労働者を使用する事業全てに適用されるものであり、失業の可能性が少ないなどの個別の労働者の事情が勘案される余地はなく、公務員が復帰を前提として国立大学法人職員となった場合についても、当然に適用されることとなる。

Q48 雇用保険法が適用された場合、育児休業手当金は共済組合との二重適用となるのではないか。その場合、掛け金負担は減額されるよう措置されるべきではないか。

A

- 1．雇用保険制度における育児休業給付と共済組合短期給付における育児休業手当金制度については、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、共済組合の育児休業手当金は支給しないこととして規定されている。
- 2．雇用保険制度は労働者が失業した場合に行われる失業給付を柱とする制度であり、共済組合制度は国家公務員等の年金及び健康保険に相当する給付を柱とする制度である。育児休業に対する給付は、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とするものであり、各制度における様々な給付の一つであるにすぎない。
- 3．二重適用であり、掛金が減額されるよう措置されるべきではないかのご指摘であるが、社会保険制度は相互扶助を理念としており、加入者一人一人が受ける給付の多寡に応じて料率を定めるものではなく、全ての給付による収支状況に基づき定めるものである。二重適用に対する掛金負担の減免という考え方は社会保険制度になじまないものとする。
- 4．ただ、短期経理の掛金率の設定は、収支状況を見ながら決定されるため、育児休業手当金の給付額が減少すれば、短期経理の収支にはプラス要因となるが、収支に与える影響度は他の給付の増減による影響度よりかなり低くなる。現在、短期経理は老人保健拠出金等の増加により赤字が続く、現行掛金率の維持は非常に厳しい状況であり、育児休業手当金の給付額の減少に伴い、掛金率を引き下げることが現状では考えられない。いずれにしても、今後の掛金率の設定にあたり、育児休業手当金の給付額の減少は加味される。

Q49 現在、文部科学省で行われている事務系職員研修（幹部職員、人事事務研修、会計職員研修、厚生補導職員研修等）については、法人化後も継続されるのか。また、参加制限は設けられるのか。同様に人事院で行われている研修についてはどうか。

A

- 1．法人化後の国立大学における研修については、各国立大学法人が自ら実施したり、民間の研修機関に委託したりするほか、大学間で協力し、共同で実施するなどの取組がなされるものと考えている。
- 2．人事院主催の研修への国立大学法人職員の参加については、現在人事院に要望して

いるところである。また、国立大学法人から文部科学省に対して講師派遣依頼があった場合には、積極的に協力してまいりたい。

Q50 法人化後は、叙勲等の手続は変更されるのか。

A

叙勲等候補者の推薦は、必ず各省大臣等を経由して行うものとされており、国立大学法人に移行後も、従来どおり文部科学省に対し候補者の推薦を行うこととなる。

Q51 法人化後も人事システムとして、現在の「新汎用システム」を利用する場合、維持・管理のための情報は提供されるのか。また、センター校とブロックの端末校との関係はどうか。

A

- 1．国立大学の法人化後においても、国立大学等における共通的な人事事務等を処理するためのシステムとして利便性が維持されているものと思われるため、当分の間使用することは可能と考えられる。
- 2．法人化後の一定期間において引き続き現行の人事システムが使用される場合の管理等の方法については、直接文部科学省が情報提供を行うことは無くなるため、使用する法人間で協議のうえ決定されるものとする。
- 3．ブロック共同処理については、本省情報化推進室から送付されている平成15年2月17日付事務連絡の指針に沿った形となる。

財務会計

Q52 寄附金に対する寄附金税制の取り扱いはどうか。国税及び地方税等の非課税等の扱いはどうか。

A

国立大学法人に対する国税及び地方税の取扱
基本的に法人化前と同様に非課税の扱いとなるよう、整備法において所要の改正を行っている。

国立大学法人に対する寄附金に関する税制
寄附金に関する税制については、その制度の仕組み上、整備法における直接の改正事項としていないが、
個人からの寄附金は、年度所得の25%を限度として所得税控除が可能

法人からの寄附金は、原則として、全額損金算入が可能という現状の控除及び損金算入の取り扱いは維持されるよう、財務省の告示において所要の規定を置く予定である。

Q53 各事業年度における運営費交付金について、「各大学毎に予算をもって決定されることに鑑み、事務負担の軽減を図る観点から、交付決定の手続きは行わず、各大学からの請求によって資金を支出する方向で検討している。」となっているが、運営費交付金は、四半期毎に要求する必要があるのか。又は、総枠は年度で決まっているので自動的に四半期毎に配分されるのか。

A

通則法による独立行政法人の例によれば、四半期に一回、各法人の請求に応じ当該時期に必要な運営費交付金が交付されているが、国立大学法人等については、今後、財政当局と相談しつつ然るべき時期にその取り扱いについてお知らせすることとした。

Q54 機器の更新が順調に行うことができるように運営費交付金の積算に減価償却を加算しないのか。しないのであれば各法人自体で積み立てを可能とするのか。

A

1. 発生主義の認識基準において、機器等の償却資産について減価償却を行うのは、複数年にわたる使用が見込まれる機器等については、その取得時に全額を費用計上すると、利益が適正に把握されないため、当該機器等の取得原価等について、使用期間に応じ費用として配分する考え方をとっているためである。また、経済的に自立的な運営を求められる民間企業等においては、機器等の取替更新にあたって、自ら財源手当てをする必要があるため、内部留保等により費用を負担しているところである。
2. 国立大学法人等は、発生主義の認識基準によってはいるものの、運営費交付金の算定対象である事業に必要な経費は、基本的に必要となる際に国が措置するとの考え方をとっている。運営費交付金においても、教育・研究に必要な機器等の取得費についてはその中で積算することとなるため、機器等の更新費用について各国立大学法人等において運営費交付金を財源に内部留保を積み上げることが必要な状況は想定され難い。
3. 運営費交付金により取得した機器については、機器の取得時に、機器の取得相当額を資産見返運営費交付金等として貸借対照表上に負債計上し、減価償却に係る費用を計上する際に、その相当額について当該資産見返勘定を取り崩して収益化し、損益計算上は、費用と収益が見合う会計処理を行うこととしている。
4. なお、附属病院収入等の自己収入により支弁されるべき機器等の更新については、各国立大学法人の自己努力により当該経費を拠出すべきであることから、各国立大学

法人において機器の更新に必要な経費を内部留保する必要がある。

Q55 現状の共同研究（A～C）の取り扱いはどうなるのか。その際、国負担費用はどうなるのか。

A

- 1．現在の共同研究制度は、あくまで文部科学省所轄機関としての国立大学を対象とした制度であることから法人化後は制度はなくなり、各国立大学法人が共同研究に関する規定等を整備することになる。
- 2．また、法人化後は、共同研究等に係る経費を受領した場合、全額を各法人に直接収益計上することとなることから、現在、共同研究について国が措置している費用はなくなり、各国立大学法人において、大学側の負担をしていただくことになる。

Q56 共同研究において、法人化以降の研究員受入れを規定した複数年度契約があるが、企業（相手方）から徴収する42万円については、その金額をすべて直接経費と同様に、大学のルールに則り、執行することができるかご教示願いたい。

なお、現行では、歳入42万円のうち、大学には歳出として35万円の予算示達がされているのみである（7万円については、文部科学省において国立大学設備使用料相当経費として控除されている）。

A

共同研究費等の外部資金は、これまでの国立学校特別会計とは異なり各法人の収入となるため、当該収入全額を法人が使用することが可能であり、また、使途についても大学の定めるルールに基づき使用することが可能である。

なお、研究員の受入、徴収金額などを含んだ共同研究に関する規定については各法人において定めることが必要である。

Q57 受託研究員等の研究料に関する取り扱い如何。

A

- 1．受託研究員の研究料については、「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」（費用省令）第12条の規定に基づき文部科学大臣の承認を得て、各国立大学長が定めたものである。
- 2．法人化後は授業料等の額を定めていた費用省令は廃止され、各国立大学法人で定めることになるので、研究料についても各国立大学法人で定めることになる。

Q58 国等からの受託研究等については、研究経費の後納を認め、年度当初からの研究開始を認めているところである。現在、納付日までの研究経費の執行分については、産学連携等研究経費からの立替えにより対応しているが、法人化後については年度当初の研究経費の立替えが可能なように文部科学省において何らかの制度（担保）を検討しているのか。

A

- 1．国立大学法人等に交付される運営費交付金により実態上立替が可能であるため、新たな制度は検討していない。各国立大学法人等において立替をする場合には、大学の運営に支障の生じない範囲で行うことが必要と考えている。
- 2．なお、法人における研究が円滑に実施されるよう、国からの委託費等の交付の早期化に努めていきたい。

Q59 使用収益許可について、許可できる範囲、使用料の算定基準など客観的・統一的な取り扱い基準は示されるのか。

A

法人が国から出資を受けた土地及び建物の使用を許可し対価を得ることについては、国立大学法人法第22条に規定されている法人の業務の範囲内であれば可能と考えるが、その使用料に関しては、各国立大学法人が定めることになる。

Q60 現在、国立大学は国の機関として契約における入札参加資格は「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日付大臣決定）によっているが、法人化後においてはどうすべきか。

A

- 1．現在、文部科学省所管の国の機関が建設工事、製造、役務提供等の競争入札を実施する場合、その入札参加資格については、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日付大臣決定）により、当該資格を得たものを対象としている。
- 2．このうち、製造、販売、買受け又は役務提供等に係る資格については、全省庁統一資格審査の実施を踏まえたものであり、申請者が文部科学省から資格を付与されると、他省庁の調達においてもその資格が有効なものとなっている。
- 3．国立大学は、平成16年4月1日から国立大学法人に移行することにより、国の機関から外れるため、文部科学省の制度である上記大臣決定の適用はない。このため、国立大学法人が競争入札を実施する際の参加資格については、資格審査制度を設けるか否かを含め、当該法人が自主的に判断すべきことである。

4. なお、政府調達協定第8条(g)()では、「機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること」とされ、国立大学法人も当該協定の適用が予定されていることから、国立大学法人が資格審査制度を設けようとするときは、政府調達協定の当該規定の趣旨を踏まえ、申請者にとって手続きが煩雑とされないよう留意し制度を検討する必要がある。この場合、例えば、資格審査制度の合理化、申請者の手続きの軽減を図る観点から、法人において上記大臣決定に準拠した制度を構築したり、また、文部科学省への登録者を法人の資格審査制度上の登録者とみなす措置を講じることも一つの方策である。

Q61 物品管理の統一基準（価格）や目録作成に関する指示を文部科学省として示すのか。また、大学間の物品管理換は有償か無償か。

A

1. 法人化後においては、物品の管理は、当該物品を管理する国立大学法人が当該法人が定める物品管理の規定に基づき主体的に行うこととなるものであり、物品管理の統一基準（価格）や目録作成に関する指示を文部科学省として示す考えはないが、管理すべき物品の対象は、金額の多寡や耐久性があるかないかなどに関わらず、当然全ての物品が対象となるのであり、これは、現行においても同様である。
2. ご質問の「物品管理の統一基準（価格）」について、「備品的管理を行う物品と消耗品的管理を行う物品との区分の基準の価格」という趣旨であるとすれば、国立大学法人においては、国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針（報告書）において、貸借対照表における固定資産の計上基準を50万円以上とされている（独立行政法人会計基準においては、その実務指針において50万円以上の取扱いが例示されている）ところであり、50万円以下の額であれば、任意の額とすることは可能であるが、当該法人の物品管理規程等において当該基準を規定する必要があるが、外部からその根拠の説明を求められた場合、設定理由について合理的な説明を行う責任があると考えられる。
3. なお、文部科学省所管の独立行政法人においては、各法人の物品管理の規程において「備品的管理を行う物品と消耗品的管理を行う物品との区分の基準」として、10万円を定めている法人が多い状況となっている。これは、法人税法における損金算入可能（資産計上不要）額を踏まえ、設定されているものと考えられる。

（参考）

文部科学省所管の独立行政法人の例

- ・国立少年自然の家（固定資産管理要領）：5万円
- ・大学入試センター（物品管理事務取扱規則）：10万円
- ・国立博物館（物品管理規程）：10万円
- ・放射線医学総合研究所（固定資産管理要領）：10万円
- ・物質・材料研究機構（資産外物品管理要領）：10万円

- 4．また、法人化後においては、物品の管理は、当該物品を管理する国立大学法人が主体的に行うこととなることから、国立大学法人間における物品の異動は、当該国立大学法人の間の協議により決定されることとなる。その際、当該物品の異動を有償とするか無償とするかについても、当該国立大学法人間の取り決めによることとなるが、法人化後においては、各国立大学は別個の法人格を有する各々独立した主体となることに留意が必要である。
- 5．なお、法人化後における物品の異動は、必ず有償でなければならないという要請があるものではなく、例えば科学研究費補助金や寄附金を財源として取得した物品を研究者の異動に伴って国立大学法人間で異動させる場合など、その実態を踏まえ無償として整理した方がより適切であると判断される場合には、無償として整理することも十分許容されるものであると考える。

Q62 会計監査人の選任手続きはどのようになるのか。

A

- 1．会計監査人の選任は文部科学大臣が行い、会計監査人は国立大学法人と監査契約を締結し、当該監査契約に基づき監査を実施するものである。(国立大学法人法で準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第40条)
- 2．会計監査人の具体的選任手続については、詳細は今後検討する予定であるが、通則法による独立行政法人の例によると、各独立行政法人が会計監査人を選定し、その中から主務大臣が会計監査人を選任しているところである。
- 3．現在のところ、会計監査人の選任にあたっての要件等については、以下が考えられる。

会計監査人の監査の公正性の確保の観点から、会計監査人が国立大学法人法人評価委員会の委員に就いた場合について、準用通則法第38条第3項の意見聴取において、議事に加わることは、国立大学法人の制度上も国立大学法人評価委員会の委員の外観的な公正性・客観性の観点からも問題があるものと考えられるため、この点に留意する必要があるものと考えられる。

国立大学法人等の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、国立大学法人等の長は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要と考えられる。
- 4．なお、公認会計士法が改正され、平成16年4月より会計監査人の監査業務とコンサルタント業務の兼業禁止等が規定されていることにも留意が必要と考えられる。

Q63 会計検査院の計算証明規則に基づく計算書・証明書等の様式及び証拠書類を提出すべき金額はどのようなものになるのか。

A

- 1．国立大学法人等に適用となる計算証明の内容については、適宜、会計検査院と情報交換を行っているところであるが、現時点においては未定である。
- 2．通則法による独立行政法人の指定の例によると、法人化に伴い、新たに合計残高試算表等、財務諸表及び中期計画に関する書類等を提出することとなったが、従来提出していた支払計算書の証拠書類である領収証書、請求書等の提出は必要なくなり、計算証明に係る事務は大幅に負担軽減されている。
- 3．なお、計算証明書類の調整については、会計検査院に対して早期に指定するよう要望しているところであるが、会計検査院では指定のための調査（契約件数・金額、会計規程の内容等）を、平成16年1～2月頃に実施する予定と聞いている。

Q64 前納分の授業料債権として納入されたものについて、後年度、毎月費用として処理していくのか。

A

- 1．国立大学法人会計基準及び注解においては、現在の国立大学における授業料における取り扱いを前提としているため、複数年に亘る授業料の前納を受けるケースを想定していない。これは、授業料については在学年限の間において確定しているものではないため、複数年に亘る授業料の前納を認めると国立大学法人にリスクが発生すること等によるためである。
- 2．一方、国立大学法人において、授業料の取り扱いについては一定の裁量を認められているため、複数年に亘る授業料の前納を受けるケースが制度上、認められていないわけではない。
- 3．仮に、複数年に亘る授業料の前納を受ける場合、当該年度に係る授業料についてのみ収益化を行うことになるが、収益化の単位を月とするか四半期、又は半年、とするか等は各国立大学法人に委ねられるところであり、各国立大学法人においては、資産見返勘定を立てる償却資産の購入計画等を勧告して、適宜収益化の単位を決めることとなる。

Q65 土地、建物、物品の寄附の取扱いは、従来どおり文部科学省、財務省の承認が必要か。

A

- 1 .物品等の現物寄附の受け入れについては、基本的には各国立大学法人の判断により、受け入れが可能となるが、土地、建物のうち当該法人の財産的基礎を構成すると考えられるものの受け入れについては、中期計画等であらかじめ記載することなどを検討しているところである。
- 2 .いずれにせよ、寄附受け入れにあたっては、役員会の議を経ることとするなど、各国立大学において、適正な受け入れが担保されるようすることが求められる。

Q66 病院診療科の窓口現金徴収について、指定銀行員の委託徴収とする方法で合理化を図りたいが可能か。

A

- 1 .国立大学附属病院における歳入については、現在、会計法第7条の規定により、「出納官吏でなければ収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。」とされている。
- 2 .このため、現在の附属病院における歳入は、指定銀行員の委託徴収等は制限されているが、法人化後は会計法の適用を受けないことから、各国立大学附属病院の窓口現金収納等歳入については、事故防止の観点等に留意しつつ各国立大学法人の判断により合理的な方法を選択できることとなる。

Q67 附属学校における日本スポーツ振興センターの災害共済給付金については、現在は歳入歳出外現金出納官吏扱いとしているが、法人化後も同様と考えて良いか。

A

- 1 .附属学校における日本スポーツ振興センターの災害共済給付金については、法人化後においても、現在と取り扱いは変わらない予定である。
- 2 .日本スポーツ振興センターの災害共済給付金については、児童生徒に係る給付金の支払業務について学校長が事務委任を受け、代行して行っているものであり、国立大学法人の損益計算に反映させるべき事業とは認められないことから、「預り金」としての取り扱いとなる。なお、「預り金」であっても、年度末において未配分額がある場合には、財務諸表に計上する必要がある。
- 3 .なお、日本スポーツ振興センターに支払う共済掛金についても、上記給付金と同様の取扱いとなる。

Q68 日々雇用職員等の現行非常勤職員の人件費について、損益計算書上の勘定科目はどうか。仮に勘定科目が職員人件費だとすると評価の際どのように取り扱うのか。

A

- 1．日々雇用職員等の人件費の取り扱いについて、通則法による独立行政法人における取り扱いは、事業費等とし国における物件費同様の取り扱いとするか、人件費として取り扱うか各法人によって異なっている。
- 2．国立大学法人においては、例えば、当該日々雇用職員等の雇用目的や勤務実態を勘案して、直接雇用と同様と考えられるのであれば人件費、委託や派遣業務等と考えられるのであれば物件費に区分する等、各法人が社会通念上合理的な基準を設けて判断することとなる。

Q69 国庫金の出納保管に関し、収入官吏・支出官等は日本銀行を取引店として業務を行っているが、法人化後は各大学が独自に選定した金融機関を介して資金等を管理して良いか。

A

- 1．国立大学法人等における取引銀行等については、準用通則法第47条において、取引先として銀行、郵政公社、信託会社に対する預金、貯金、金銭信託の他文部科学大臣の指定する金融機関が定められており、また、取得可能な有価証券として国債、地方債、政府保証債の他文部科学大臣の指定する有価証券が定められている。
- 2．各法人は、同条の範囲内で利便性、取引コスト、信用状況等を勘案し、自ら選定することが可能であり、基本的に文部科学大臣の認可や届出は必要ない。
- 3．なお、文部科学大臣の指定する金融機関等については、信用状況、各法人のニーズ等を勘案し定めることとなるが、現在、信用金庫、信金中央金庫を指定することを検討している。

Q70 一般会計で措置されている国費外国人留学生給与はどのように措置されるのか。

A

- 1．国費外国人留学生の受入れは、多様化する留学ニーズに対応する体系的な諸施策の中でも、特に諸外国から人材養成について強い協力要請もあり、留学生受入れの基幹的な施策として推進しているところ。
- 2．国費外国人留学生給与は、留学生が日本で安心して学業に専念することができるよ

う奨学金として支給しており、国費外国人留学生にとって欠くことが出来ない収入の一つとなっている。

3．平成16年度も、国として本経費を引き続き予算計上していくとともに、平成16年4月に設置される日本学生支援機構に奨学金の支給事務を国から委託することを検討している。

4．日本学生支援機構が国費外国人留学生に対する奨学金に係る事務を国に代わって行うことにより、各国立大学法人は日本学生支援機構から奨学金（国費外国人留学生給与）の支給を受けることとなる。なお、日本学生支援機構が本事業を実施するための具体的な制度・実施方法については、現在検討中である。

Q71 一般会計で措置されている図書館司書教諭講習経費はどのように措置されるのか。

A

1．学校図書館司書教諭講習は、学校図書館法の規定に基づき、文部科学大臣が大学に委嘱して実施しているものである。また、講習会の開催に要する経費については、これまで文部科学省から支出委任してきたところである。

2．今回の国立大学の法人化に伴い、その設置者が国から国立大学法人となるが、司書教諭講習は、従前どおり、文部科学大臣が委嘱して行うことに変わりはない。また、講習に要する経費は、従来のような支出委任経費とはならず、教育方法等改善研究委託費として、初等中等教育局と委託契約を締結することとなる。

Q72 損害賠償金債権についての取扱いはどうなるのか。また、国家賠償法や民法に基づく損害賠償費用の取り扱いはどうなるのか。例えば、医療事故や学校事故について大学側の管理上の責任などで損害賠償を求められ、裁判等により国に支払義務が発生した場合、法人が賠償金を支払うことになるが法人化以前に事故が起きている場合は、法人化後に加入する保険の対象とはならないものとおもわれる。この場合、特定運営費交付金か何かで国が措置してくれるのか。

A

1．損害賠償債権（権利）については、権利義務の承継規定により各国立大学法人へ承継されることとなり、各国立大学法人において当該権利の実現を図っていくこととなる。

2．一方、損害賠償費用（義務）についても、法人化時点で現に訴えが提起されている事件、法人化以前に事件が発生し法人化後に訴えが提起された場合、共に、権利義務の承継規定により各国立大学法人へ承継されることとなり、賠償費用の支払主体は各法人となる。

3. このため、必要に応じて保険に加入するなど、運営費交付金等の範囲でまかなえない賠償金が請求された場合に備えることが必要である。

Q73 法人化後、特許等の出願経費は要求できるのか。可能であるならば、要求時期などのタイムスケジュールはどうなるのか。

また、特許に関連して、現在、「国家公務員の職務発明に関する補償金の請求手続ならびに支払い方法」により処理されているところであるが、法人化後のこれらの取り扱いはどうなるのか。

A

1. 法人化後において、出願経費等は運営費交付金の算定対象外であり、個別の要求を概算要求に盛り込むべき対象としていない。
2. なお、平成16年度概算要求において、大学等の特許等の海外出願を促進するための経費を措置することとしており（科学技術振興機構（JST）において実施予定）、詳細については科学技術振興機構より周知される予定である。
3. また、発明補償については、法人化後は「文部科学省の職員の職務発明等に対する補償金支払要領」（平成15年1月29日文部科学大臣決定、同日付け研究振興局長、大臣官房会計課長通知14文科振第719号で通知）の適用はなくなるため、各法人において補償の規定を定めることが必要となる。

Q74 知的財産権に関する訴訟があった場合、その訴訟対応費用や特に敗訴した場合には、従来の国家賠償事例では考えられないような費用を継続して負担することが考えられるが、一律に賠償を法人に負わせるのではなく、知的財産権については、別に措置を講ずる必要があると考えるが検討しているのか。

A

1. 国立大学が関与する知的財産権訴訟にかかる訴訟費用等について、国として特段の措置をとることは検討していない。
2. なお、企業が知的財産権訴訟で高額の損害賠償請求をするケースは、通常権利者が侵害者を訴える場合である。侵害者となるためには当該発明を「業として実施すること」が必要であるが、国立大学法人は企業等と異なり製品の生産等特許の自己実施することは考えられないため、一般に「業として実施すること」は想定されない。また、試験・研究のためにする特許発明の実施は排除されない（特許法第69条）とされていることから、侵害者として損害賠償責任を負うことは稀であると考えられる。

Q75 現在、大学生協に無償で貸し付けている土地・建物についての今後の固定資産税課税について。

A

1. 現行制度上、国が所有する固定資産については、固定資産税の課税対象外とされており、国立大学の食堂や売店などの福利施設についても固定資産税は課税されていない。
2. 大学における食堂や売店などの業務は、基本的に大学が施設及び設備を整備し、大学の構成員である学生及び教職員を対象に、本来業務である学生サービス等の一環として大学の責任において行うものであり、大学生協などは、大学がなすべきこれらの業務について、大学からの委託を受けて実施しているものである。
3. 国立大学が法人化された後の固定資産税の課税の取扱いについて、法人の固定資産を法人以外の者が使用する場合は原則課税対象となるが、大学法人の委託業務実施に係る土地建物については、大学と大学生協などとの間において委託契約関係が明確にされ、その使用について無償提供となることを前提として、固定資産税は非課税の取扱いとなる。

学生納付金

Q76 法人化後の学生納付金の取扱いはどうなるのか。

(A)

1. 我が国の国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で重要な役割を果たしてきており、こうした国立大学の役割は、法人化によって変わるものではない。
2. 国立大学法人化後の授業料等については、各国立大学法人は、国が示す「標準額」を踏まえつつ、国が示す「一定の範囲」内で、国立大学法人としての使命や機能、その他の事情を考慮して、自主的に定めることとしており、具体的な「標準額」及び「一定の範囲」は文部科学省令で明確に定めることとしている。
3. 各国立大学法人が具体的な授業料等を設定する際の共通的な指標となる「標準額」については、法科大学院授業料以外の学部や大学院に係る学生納付金「標準額」は、平成15年の授業料等の額と同額とすることとしている。
【授業料標準額】 / 大学学部・大学院 …… 年額 520,800円
【入学料標準額】 / 大学学部・大学院(含む法科大学院) …… 282,000円
【検定料標準額】 / 大学学部 ……17,000円 / 大学院(含む法科大学院) …… 30,000円
また、法科大学院の授業料については、創設の趣旨等を踏まえて検討した結果、「標

準額」を804,000円（現行授業料の約1.5倍）とすることとしている。

4．なお、附属高等学校授業料及び附属幼稚園保育料については、平成16年度予算案において、地方交付税積算単価で設定されている公立高等学校の授業料及び公立幼稚園の保育料が改定されたことを踏まえて検討した結果、それぞれの平成16年度「標準額」については平成16年度地方交付税積算単価と同額とすることとしている。

（特殊教育諸学校の授業料及び附属学校に係るその他の学生納付金「標準額」については、平成15年度の授業料等の額と同額）

【高等学校授業料標準額】年額 115,200円（現行 111,600円）

【幼稚園保育料標準額】年額 73,200円（現行 70,800円）

5．国が示す「一定の範囲」については、各国立大学法人において特別の教育サービス提供等の理由がある場合に、「標準額」を上回って設定することができる上限のみを定めることとし、「標準額」の110%（1割増）を上限とする。（なお、下限については設定しないこととし、各国立大学法人の判断によっては、現行の授業料よりも低額の設定を可能とする。）

各国立大学法人は、この上限の範囲内で各学部・研究科の具体的な納付金額を設定することとなるが、その具体的な額の設定については学生や保護者、社会に対して説明責任が伴うものである。

Q77 大学が徴収している授業料以外の学生納付金である入学料、検定料及び寄宿料の額については、授業料に準じて標準的な額が設定されるのか。

A

1．国立大学における入学料、検定料及び寄宿料については、授業料と同様に学生納付金として取り扱われ、国が一律に定めているものである。

2．国立大学法人化後における、入学料、検定料及び寄宿料の取扱いについては、授業料と同様に、国が共通的な「標準額」及び「一定の範囲」を示すこととしている。「標準額」は平成15年度の納付金額と同額とし、「一定の範囲」については、「標準額」の110%を上限として、その範囲内で各国立大学法人が、具体の額を定めることとなる。（下限は設定しないこととしている。）

Q78 法人化後の新入生に対し新たな授業料の額が設定されるが、既に在籍している学生への新授業料等の適用の有無如何。また、他大学と関係する学生に係る事業、例えば、国公立大学間の授業料不徴収による単位互換大学間協定の効力の有無如何。

A

1．国立大学においては、平成11年度入学者より、在学中に授業料の改定があった場合、新授業料が適用される、いわゆる「スライド制」を採用している。

2. 「スライド制」については、平成11年度以降の入学者用の学生募集要項において周知しており、法人化後に授業料金額を改定することとなった場合、平成11年度以降に入学している学生に対しては、基本的には改定後の授業料が適用されることとなる。

Q79 学生から入学料、授業料及び検定料以外に施設整備費などの名目の経費を一律に徴収することは可能か。また、任意の寄附を求めることは可能か。

A

1. 従来より、国立大学においては、一部の私立大学が徴収している施設設備費や教育充実費というような設備のための経費は徴収しておらず、授業料の中に施設の整備分も含んでいるものと考えている。
2. このような考え方や国立大学が担ってきた役割は、法人化後においても維持される必要があることから、施設整備費といった新たな費目を作り、学生納付金として、学生から徴収するような仕組みは考えていない。
3. なお、今後、学生や学生の親から任意の寄附を求めることは、学生納付金とは異なるものであることから、各大学法人の判断によるものと考えているが、任意の寄附金の募集時期は学生の入学後とし、募集開始前に応募の約束と受け取られるような行為などをすることは厳に慎むよう、適切に対応願いたい。

Q80 各種証明書発行手数料、学生証再発行手数料などの実費徴収は可能か。

A

1. 国立大学における学生納付金は、「授業料」、「入学料」、「検定料」、「寄宿料」のことを指しているが、現在、各種証明書発行を発行する際の手数料や学生証を紛失したなどによる再発行手数料は徴収していない。
2. 国立大学法人化後に各種証明書手数料などを徴収するか否かは、今まで国立大学が持っていた機能や使命を国立大学法人が引き継ぐこと等を踏まえつつ、最終的には各法人の判断によることとなるが、国立大学法人化によって、無償であった取扱いを変更する場合には、各大学は新たに負担することとなる学生などに対して明確に説明する責任を負うこととなる。

Q81 授業料、入学料の減免の取扱いはどうなるのか。

A

1. 国立大学における授業料等の免除制度は、経済的な理由によって授業料等の納付が

困難であり、かつ、学業成績が優秀な者、その他やむを得ない事情がある者にその納付を免除することにより、修学継続を容易にし、教育を受ける機会の確保を図るものである。

2．国立大学が持っている役割や使命を引き継ぐこととなる国立大学法人においても、このような観点から、授業料等免除の仕組みは維持し、免除枠については、平成15年度と同率の枠を確保したところである。

具体的には、授業料等学生納付金収入予定額から授業料等免除枠相当分を控除して、運営費交付金を算定することとなる。

3．なお、各国立大学法人における授業料等免除の実施に当たっては、各法人の判断によるところとなるが、制度の趣旨等を踏まえた実施に努めていただきたい。

Q82 国費外国人留学生に関する授業料、入学料、検定料等の不徴収の取り扱い如何。

A

1．国費外国人留学生制度実施要項は、「国立の大学等に入学する国費外国人留学生に係る授業料、入学料、検定料等は不徴収、公私立大学等に入学する国費外国人留学生に係る授業料等は日本政府が負担する」と定められている。

2．法人化後の国費外国人留学生の授業料等については、法人化によって制度目的が変わる訳ではないので、引き続き不徴収とする方向で所要の実施要項等の整備を進めていく方向で検討しているところ。

Q83 国費外国人留学生の入学前予備教育や大学間交流協定に基づく短期留学生受入れに係る授業料等の取り扱い如何。

A

1．現在、国費外国人留学生の入学前予備教育期間を含めた留学期間中に係る授業料、入学料、検定料等については、国費外国人留学生制度実施要項で、「国立の大学等に入学する国費外国人留学生に係る授業料、入学料、検定料等は不徴収、公私立大学等に入学する国費外国人留学生に係る授業料等は日本政府が負担する」と定められている。

2．法人化後の授業料等の納付金については、国立大学法人法第22条第4項に規定されている様に、一定の範囲を国が示し文部科学省令で授業料ほか、その他費用に必要な事柄を定めるとされている。国費外国人留学生の授業料等については、法人化によって制度目的が変わる訳ではないので、引き続き不徴収とし、実施要項等の整備等について検討しているが、所要の経費については、運営費交付金で措置することとしている。

- 3．大学間交流協定に基づく短期留学生受入れに係る授業料等の取り扱いについては、各大学の判断によるものとする方向で検討しているところ。

Q84 受験生への各種サービスの手数料有料化は可能か。例えば、入学前の各種案内書を有料化して販売することは可能か。

A

- 1．国立大学の募集要項等は、無料で配布しているところである。
- 2．募集要項等の各種案内書を有料化し販売するか否かは、受験生の負担が増えるだけでなく、社会的な影響が大きいこと等を勘案しつつ、最終的には各大学の判断によることとなるが、国立大学法人化によって、その取扱いを変更する場合には、受験生など社会に対して明確に説明する責任を負うこととなる。

入 試

Q85 毎年5月中旬に高等教育局長から発せられる大学入学者選抜実施要項の中で、国立大学法人はどのように定義されるのか。

A

- 1．大学入学者選抜は、基本的には、各大学が独自に実施する性格のものであるが、単に大学の立場からだけ考えられるべきものではなく、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた者が、公正かつ妥当な方法で選抜されるとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないように十分配慮されなければならない。
- 2．「大学入学者選抜実施要項」は、このような観点から、国公立大学共通の最低限のガイドラインとして、入学者選抜の方法や選抜期日等、当該年度の入学者選抜における留意点等を各大学に対して周知するため、毎年5月頃に全国の国公立大学に対し通知している文書である。
- 3．現在の実施要項において、国立大学の入学者選抜に特定した留意事項については、法人化後においても国立大学としての性格を有することから変更されるものではない。
- 4．なお、国立大学の入学者選抜に関し定めている内容は、分離分割方式により実施する場合の選抜期間や合格発表期間の具体的な実施方法等であり、基本的には国立大学協会が申し合わせている実施要領等を掲載しているものである。
法人化後は、国立大学協会に代わる新たな組織が申し合わせる実施要領を踏まえ適切に対応してまいりたい。

Q86 法人化後、入試日程を現行のまま分離分割方式で継続する方針なのか。それとも大学入試センター試験を課さない一般選抜による分離・分割方式や一括募集等各大学ごとに自由にさせるのか。あるいは何らかの代替制度を検討しているのか。

A

- 1．大学入学者選抜は、大学教育において必要な能力・適性等があるか否かについて判定を行うものであり、大学教育にふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者選抜によって高等学校の教育を乱すことのないよう配慮することを原則として実施されている。
- 2．また、各大学においては、それぞれの教育理念、教育内容等に応じ、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で入学者受入方針(アドミッションポリシー)を確立し、それに基づき自主的に入学者選抜を行っており、大学入学者選抜の実施時期等についても基本的には各大学の判断となる。
- 3．国立大学の場合、大学審議会答申等を受けて国立大学協会が定めている「国立大学の入学者選抜についての実施要領等」により、昭和63年から受験機会の複数化の観点から「連続方式」を実施し、種々の変遷を経て現行の「分離分割方式」により実施することを申し合わせているが、基本的には公私立大学と同様、各大学の判断により実施していると理解している。
- 4．法人化後の大学入学者選抜については、上記の大学入学者選抜に係る基本原則に則るとともに、大学入試センター試験が我が国の大学入学者選抜の改善に大きな役割を果たしていることや、受験機会の複雑化や選抜方法の多様化といった分離分割方式の意義を踏まえつつ、適切に判断されるものと考ええる。なお、今後、国立大学協会において入学者選抜に係る一定の方針が示されると承知している。

Q87 附属高校など特定の高校からの特別選抜(指定校推薦など)は可能となるのか。

A

- 1．国立大学は、大学の均衡ある発展に寄与するものであるとともに、大学教育への機会均等の実現に貢献するという役割がある。その意味からも、特定の高校に限定した選抜は、国立大学としての役割上問題があるとしてきたところである。
- 2．一方、国立大学法人が設置する大学は、国が高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、全国的な適正配置の観点から、国の意思として法律で直接その設置が規定されるものである。また国が国立学校法人制度を通じて、当該大学の管理運営に一定の関与を行うとともに、法人に対して運営費交付金等の財源措置を行うなど、公私立大学とは異なり、国が一定程度の関与を行い、かつ責任を負うものである。

- 3．法人化後に指定校選抜を実施するか否かは、最終的には大学の判断によることとなるが、法人化されたとはいえ、国立大学としての役割・性格は残ることからも、指定校選抜を実施する際には、その点を踏まえて十分に検討されることが必要と考える。

Q88 地域を指定した選抜は可能となるのか。

A

- 1．国立大学は、その地域配置を考慮して大学の均衡ある発展に寄与するものであるとともに、大学教育への機会均等の実現に貢献するという役割もあり、その意味で地域との関わりは大きい。また、国立大学は、計画的な人材養成にも寄与しており、地域に必要な人材を育成するという重要な役割を果たしている。この国立大学の性格や位置付けは、法人化後も変わることはない。
- 2．従前から国の機関としての国立大学については、地域との関係を重視するために募集人員の一部に特別枠を設けて選抜を行うことには意義があることから、次の点に留意しつつ、実施する合理的な理由があれば可能との判断をしてきたところである。
大学所在地出身者で卒業後地元の教育・医療・産業等の発展のために貢献する者を対象とする等、当該特別枠を設定するに特段の教育上の理由があること。
地域を指定した入学者選抜に当たっては、推薦枠内で行う等、当該枠が入学定員に占める割合を一定水準以下に抑制するよう配慮すること。
- 3．法人化後においても上記の点に留意しつつ、大学・学部の特色を生かして地域に貢献するという考え方に基づいて対応することが必要であると考えます。

施設・設備

Q89 「国立大学等施設整備緊急5か年計画」は変更があるのか。また、その後の計画はどうなるのか。変更や計画がある場合、それらに基づいた中期計画の見直しが可能であると理解して良いか。

A

- 1．第2期科学技術基本計画を受け策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」は、世界水準の教育研究環境の確保を目指し、老朽化・狭隘化した国立大学等の施設の重点的・計画的整備を図るものである。
法人化後においても、国立大学の果たす使命は変わるものではなく、むしろ従来以上に強く求められるものであることから、本計画を変更することなく、引き続き着実に実施することとしている。
- 2．なお、法人化後の施設の整備及び管理運営の方針については、平成14年度から、学識経験者等の協力を得て調査研究に着手し、平成15年7月に報告書を取りまとめ、

各大学に送付したところである。今後、本報告を踏まえ、文部科学省としての整備方針を策定する予定である。

Q90 法人化後の施設整備費はどのように確保されるのか。

A

- 1．法人化後の施設整備は、国の施設整備費補助金が基本的財源となるが、現行の特別会計制度が有している長期借入金や財産処分収入をもって施設整備に充てる仕組みについても、国立大学財務・経営センターを活用して維持することとしている。
- 2．また、教育研究活動の基盤である施設を長期にわたり良好な状況で維持するため、施設の点検・保守、修繕、運転監視等を対象とした施設等維持管理費を運営費交付金の算定に含めたところである。

Q91 国立大学財務・経営センターの「施設費貸付事業」及び「施設費交付事業」の概要如何。

A

- 1．現在の国立学校特別会計は、国立大学等の施設整備の円滑な促進を主な目的として創設されたものであり、このための制度として、財産処分収入や長期借入金をもって施設整備の財源に充てることとされている。
このような特別会計創設の経緯を踏まえれば、国立大学等の法人化に伴い国立学校特別会計が廃止されたとしても、これらの仕組みは必要であることから、これを国立大学財務・経営センターが担うこととしているところである。
- 2．具体的には、「施設費貸付事業」については、附属病院の施設整備事業及びキャンパス移転事業を継続して行うため、国立大学財務・経営センターが長期借入金を一括して借入れ、各法人の施設費として貸し付けるものである。
また、「施設費交付事業」は、センターに継承する特定学校財産等の処分収入や各大学等の財産処分収入の一部を、国立大学等全体の施設費の財源として再配分し、全国的に均衡のとれた施設整備の財源として活用するものである。

Q92 大型特別機械整備費は施設整備費補助金の対象となるのか。

A

- 1．「大型特別機械整備費」は、学術研究の進展等による設備の近代化・大型化に対応する観点から、施設一体型の大型設備を整備するための経費として、現在、国立学校特別会計の施設整備費に計上されている。
- 2．これらの大型設備は、施設と同様に、大学の教育研究活動を支える重要基盤として

国家的資産を形成するものであることから、法人化後は、運営費交付金とは別に措置することとし、施設整備費補助金の対象とする。

Q93 P F I 事業はどうなるのか。

A

- 1 . 現在実施中の P F I 事業については、法人へ移行の際、契約等の権利・義務を当該各国立大学法人に承継し、各国立大学法人が実施することとなる。
- 2 . また、法人化後の P F I 事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法)第 2 条の規定により、「公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人」として国立大学法人等が自ら実施可能である。
- 3 . なお、P F I 事業費は、施設整備相当分と維持管理費相当分とに区分し、施設整備相当分については施設整備費補助金で、維持管理費相当分については運営費交付金で措置することとしている。

Q94 災害復旧費は予算措置されるのか。

A

- 1 . 災害復旧に要する経費は、自然災害等によって生じた被害を速やかに復旧し、学生、教職員等の安全確保や、教育研究活動に支障をきたすことがないようにするため、不可欠なものと認識。
- 2 . このため、平成 1 6 年度予算において、国立大学、共同利用機関、高等専門学校を対象に、災害復旧費を施設整備費補助金に計上したところであり、従来と同様、自然災害等による突発的な自体にも対応可能としている。
- 3 . なお、具体的な手続きについては今後関係各省と協議の上、決定することとなる。

その他

Q95 大学が独自で奨学金制度を創設することは可能か。

A

国立大学法人化後、各大学の判断により、寄附金などの外部資金等を利用して、大学独自の学生の奨学金制度や授業料減免制度を設けることは可能と考える。

Q96 附属学校の幼児児童生徒（保護者）から任意の寄附金を求めることは可能か。

A

- 1．国立学校法人が、幼児児童生徒（保護者）から任意の寄附を求めることは、これまで「官公庁に対する寄附金の抑制について」（昭和23年1月30日閣議決定）において指摘されているとおり、寄附者の自由意思によると言われる場合においても、学校においては、その性質上半強制となる場合が多いことなどから、寄附金の募集は厳にこれを禁止してきたところであり、法人化後においても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、任意の寄附金であっても、国立大学法人（後援団体を通じる場合を含む）として寄附を求めることは、厳に慎むよう、適切に対応願いたい。
- 2．なお、割当の方法によらない任意の寄附は、これまでと同様に受け入れることは可能であるが、学校教育法第5条の趣旨を踏まえ、附属学校の運営に要する経費など、設置者が負担すべき経費を保護者等の寄附金に依存することがないよう、十分留意する必要がある。

Q97 産学連携等研究費の取り扱い規程は変更されるのか。

A

産学連携等に関する各種の通知等は文部科学大臣が設置者として所轄機関である国立大学等に発出したものであり、法人化後は各法人が産学連携研究に関する規定を定めることになる。

Q98 大学と当該企業間で知的財産権の占有率（専用実施権等）は、相互間で自由に取り決めることが可能となるのか。

A

- 1．共有となる知的財産権の持分は、その知的財産権の成立への貢献度に応じて決定される。このことは現在（国立大学）も法人化後も変わるものではない。
- 2．また、専用実施権の設定等は各国立大学法人で自由に決定いただくことになるが、適正な対価を徴収しない場合、あるいは他に適正な者が存在しているにもかかわらず、専用実施を行い、結果、収入が少なかった場合等は、別途行われる評価委員会の評価、監事の監査、会計監査人の監査において、その措置の適正性が問われることになると思慮する。

Q99 法人化後、都市計画法はどのように取り扱われるか。

A

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、法人化後は、次のとおり開発許可及び建築許可の適用を受けることになる。

許可申請に当たっては、地方公共団体との事前協議等により事業の円滑な推進に努められたい。

1．開発許可について

国立大学法人等が、都市計画区域及び準都市計画区域内等で開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可が必要となる（都市計画法第29条第1項及び2項）。

なお、高専、附属学校及び附属病院（以下「高専等」という。）については、「公益上必要な建築物」に当たるため、従来どおり許可は不要である（都市計画法第29条第1項第3号）。

2．建築許可について

国立大学法人等が、市街化調整区域のうち開発許可を受けていない区域において建築等を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる（都市計画法第43条）。

ただし、国等が開発行為を行った既存の国立大学のキャンパスは開発許可を受けていないが、建築許可は不要である（都市計画法第43条第1項第5号及び施行令第34条第1号）。

なお、高専等については、開発許可と同様に、従来どおり建築許可は不要である。

3．開発許可の経過措置について

法人化前に既に着手していた開発行為については、従来どおり、国が行う開発行為とみなして許可は不要である。

この場合、当該開発行為を行っている国立大学法人等は、法人成立後1ヶ月以内を目処に都道府県知事に開発区域の位置、区域及び規模（平方メートル単位）を通知する必要がある。（国立大学法人法施行令附則第17条）。

また、当該通知に必要な図書は次による。

- ・開発区域位置図：5万分の1以上の地形図（都市計画法施行規則第17条第2項参照）
- ・開発区域位置図：2，500分の1以上の地形図（同規則第17条第3項参照）

（参考）

国土交通省から地方公共団体へ次のことについて通知される予定である。

都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可の審査にあたっては、手続きの迅速化及び簡素化に、より一層努めるべきこと。

都市計画法第30条第4号及び同法第33条第1項13号に定める工事施行者については、申請書提出時点での決定は要しないこと。